市税などの減免措置のご案内

市役所税務課☎22-3148

地震により被害を受けられた方に対し、平成28年度分の個人市民税、固定資産税及び国民健康保険税については、被害の状況に応じ、本年度の納期に係る税額を減免します。減免を受けようとする方は、減免申請書を提出していただく必要がありますので、左記をご確認ください。

なお、個人市民税及び国民健康保険税の減免制度の詳細については、決定次第別途ご案内します。

●減免の対象となる人

税目	損害の対象（免除または軽減の割合）	損害・損失の程度
個人市民税	**死亡・生活保護・障がい者**（全部～10分の9）	災害により市民税の納税義務者（個人に限る）が、次のいずれかに該当することとなった場合。 1）災害により死亡 2）災害により生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった 3）災害により障がい者となった
	住宅・家財（全部～8分の1）	災害により自己またはその扶養親族の所有に係る住宅または家財について生じた損害額（保険金、損害賠償金などにより補てんされるべき額を除く）がその住宅または家財の価格の10分の3以上である人で、平成27年中における合計所得金額が1,000万円以下であるもの
	農作物（全部～10分の2）	災害により平成28年中において収穫すべき農作物について生じた減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農作物共済金額を控除した金額）が平年における当該農作物による収入額の合計金額の10分の3以上である人で、平成27年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの
固定資産税	**土地**（全部～10分の4）	災害により被害を受けた農地または宅地などが崩壊などにより作付け不能または使用不能となった場合
	家屋（全部～10分の4）	災害により被害を受けた家屋 下壁、畳などに損害を受け居住または使用目的を損じ修理または取り替えを必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上の価値を減じたとき
	償却資産（全部）	災害により被害を受けた償却資産
国保税	災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の規定を準用して減免します。なお、5月の納税通知は仮算定によるものになりますので、平成27年分の所得の確定により、例年7月に送付している本算定納税通知を受け取られた後に減免申請していただくことになります。	

●納税の猶予　被災により市税を納めることができないときは、申請により1年以内の期間に限り、納税が猶予される場合があります。

住家に被害を受けた方へ 災害救助法に基づく各種手続き

●災害見舞金　災害を受けたときに罹災者またはその遺族に災害見舞金または弔慰金が支給されます。

▽見舞金の例…建物の全壊（5万円）、建物の半壊（3万円）など

●災害救護資金の貸付　自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのため、貸し付けを受けることができます。

▽貸付金の例…家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合（150万円）、住居が半壊した場合（170万円）※世帯主が負傷していない場合

●被災者生活再建支援制度　災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。ただし、現に居住している建物のみとなります。

▽制度の対象…①住宅が「全壊」した世帯　②住宅が「大規模半壊」した世帯　③住宅が半壊または住宅敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯

▽支援金の例…住宅の被害程度に応じて支給する支援金（全壊100万円、大規模半壊50万円）

※その他、住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金あり。

問市役所福祉課　☎22-3167

県税などの減免措置のご案内

●減免される税額
平成28年度分で4月14日以降の納期に係る税額を、被害の状況に応じて減免します。

●軽自動車税
4月1日現在の所有の状況により課税されるため、減免の対象となりません。災害に遭った車両は、減価償却期間により所得税の雑損控除の対象に算定される場合があります。

（廃車手続き）
▽軽自動車の廃車／熊本県軽自動車協会（☎096-369-7920）
▽原動機付自転車及び小型特殊自動車／市役所税務課（☎22-3148）または内牧支所・波野支所へ

	減免の対象	必要書類
個人事業税	○前年の所得に係る個人事業税 ※被害があった前年分の所得に係る個人事業税が対象	○災害減免申請書（押印が必要） ○被災証明書 ○保険金などの補てんがあった場合はその補てん金額を証する証明 ○その他、損害（被害）金額やその内訳等が確認できる書類 **【自動車税】** 上記のほか ▷被災自動車の写真 ▷永久抹消登録証明書 ▷修理工場の領収書などの写し（修理時）
不動産取得税	○被害を受けた不動産の代替不動産の取得に係る不動産取得税 ○被害を受けた不動産に係る不動産取得税のうち被災時点で納期限が到来していないもの	
自動車税	○被害を受けた自動車に係る今年度の自動車税	

（納期限の延長）
期限までに県税についての申告書などの提出や県税を納めることができないときは、申請によりその理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限が延長される場合があります。

（納税の猶予）
被災により県税を納めることができないときは、申請により1年以内の期間で納税の猶予を受けられる場合があります。

●問い合わせ
（個人事業税・不動産取得税に関すること）
県北広域本部総務部課税課　☎0968-25-4124
（自動車税に関すること）
熊本県自動車税事務所　☎096-368-4300

●住宅の応急修理制度　災害により「半壊以上」となった住宅に住むための必要最低限の応急修理に要した費用を、被害を受けた方に代わって市が直接業者と契約して支払う制度です。
▽「半壊」以上の被害を受けた世帯（罹災証明書が必要。その他所得制限などあり）
▽応急修理の範囲…家や柱の傾き修正、屋根、窓、トイレなど日常生活に書くことのできない必要最低限度の緊急を要する箇所など
▽限度額…最高57万6千円（税込）※施工業者へ市が直接支払います。限度額を超える場合や対象外となったものは自己負担となります。
※6月13日までに修理を完了する必要があります。
※5月18日から受け付け開始となります。
問市役所住環境課　☎22-3169

みなし応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ制度）

熊本県では、平成28年熊本地震により住居が全壊などの被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、民間賃貸住宅を借り上げ無償で提供します。

●入居者の要件　全壊または大規模半壊の被害を受け、居住する住宅がない方など
●家賃の条件　1カ月当たり原則6万円以下
●住宅の条件　応急仮設住宅としての使用について貸主から同意を得ているものなど
●期間　最長2年間
※申請先は阿蘇市となります。
※様式は市役所で配布するほか、熊本県ホームページからもダウンロードできます。
問市役所住環境課　☎22-3169

被災された方への復興支援窓口のご案内

被災後の状況	必要な手続き・活用できる支援制度	問い合わせ・手続き窓口
総合的な問い合わせ		総務課　☎ 22-3111
自宅が被災した	避難所	ほけん課　☎ 22-3145
	家の片付け　※家屋、ブロック塀等の災害ガレキの片付けは、市及びボランティアセンターでは行いませんので、各所有者・管理者で対応をお願いします。	
	ボランティアに来てほしい人	社会福祉協議会　☎ 32-1127
	災害ガレキ集積所	市民課　☎ 22-3135
	●家屋被害調査（税務課） ●り災証明書（税務課） ●被災証明書（総務課）	税務課　☎ 22-3148 総務課　☎ 22-3111
	自然災害対応の保険加入の方	ご加入の保険会社へお尋ねください
	市営住宅・仮設住宅の相談窓口	住環境課　☎ 22-3169
世帯主等が死亡し経済基盤を失った	災害弔慰金	福祉課　☎ 22-3167
負傷や疾病による障害が出た	災害障害見舞金	
当面の生活資金や生活再建の資金が必要	●被災者生活再建支援制度 ●災害援護資金 ●母子寡婦福祉貸付金	
	生活福祉資金制度による貸付	社会福祉協議会　☎ 32-1127
	年金等担保貸付、労災年金担保貸付等	福祉医療機構　☎ 03-3438-0224
	恩給担保貸付	日本政策金融公庫熊本支店　☎ 096-353-6121
税金等の支払猶予等をしてほしい	地方税の特別措置（納期限の延長、減免措置等）	税務課　☎ 22-3148 県北広域本部（菊池地域振興局）収税課　☎ 0968-25-4116
	国税の特別措置	阿蘇税務署　☎ 22-0551
保険料等の支払猶予等をしてほしい	健康保険料の納期限の猶予、減免など	ご加入の健康保険組合などへお尋ねください
	介護保険料、後期高齢者医療保険料の納期限の猶予、減免など	ほけん課　☎ 22-3145
	国民健康保険税の納期限の猶予、減免など	税務課　☎ 22-3148
	国民年金保険料の納期限の猶予、減免など	被災者専用フリーダイヤル　☎ 0120-558-656
	公共放送受信料の免除	NHK ナビダイヤル　☎ 0570-077-077
	公共料金・使用料等の特別措置 （上水道料、市営住宅料など）	水道課　☎ 22-3196（上水道料） 住環境課　☎ 22-3169（市営住宅料） 各契約事業者へお尋ねください
人権問題に関する悩みの話をきいてほしい	人権相談	全国共通人権相談ダイヤル　☎ 0570-003-110
高齢者の介護などの総合相談をしたい	高齢者の総合相談機関	地域包括支援センター　☎ 32-5122

状況	必要な手続き・活用できる支援制度	問い合わせ・手続き窓口
法的トラブルの解決方法を知りたい	法的トラブルなどに関する情報提供	法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078-374
	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	熊本県弁護士会 ☎096-312-3250
子どもの養育・就学を支援してほしい	●教科書等の無償給付 ●小・中学生の就学援助資金 ●高等学校授業料等減免措置 ●大学等授業料等減免措置 ●特別支援教育就学奨励費 ●緊急採用奨学金	教育課 ☎22-3229
	児童扶養手当等の特別措置	福祉課 ☎22-3167
自力で生活を維持できない	●生活困窮者自立支援(生活相談センター) ●生活保護	生活相談センター ☎22-3364 福祉課 ☎22-3167
離職後の生活を支援してほしい	未払賃金立替払制度	菊池労働基準監督署 ☎0968-25-3136
一時的な離職時の生活を支援してほしい	雇用保険の失業等給付	ハローワーク阿蘇 ☎22-8609

商工業、農業者の方で被害を受けた人

商工業者(宿泊施設含む)が被害を受けた	災害復旧貸付、セーフティネット保障など	まちづくり課☎22-3318・商工会☎32-0200
農作物(ハウス含む)、家畜が被害を受けた	農作物、園芸施設、家畜共済、天災融資制度	農政課 ☎22-3274 ＮＯＳＡＩ阿蘇中部支所 ☎32-0347 ＪＡ阿蘇営農部 ☎22-6115
農地、農業用施設に被害を受けた	農地等災害復旧事業	農政課 ☎22-3274 阿蘇土地改良区 ☎34-0749 一の宮町土地改良区 ☎22-4081
災害復旧のための支援を受けたい	各種災害支援など	農政課 ☎22-3274・JA 阿蘇各支所
山林・林産物に被害を受けた	各種災害関連事業	農政課☎22-3274・阿蘇森林組合☎34-0335

住まいの被害状況に応じて

住まいの再建	活用できる支援制度	問い合わせ・手続き窓口
住まいを建て替え・取得したい	住宅確保給付金	生活相談センター ☎22-3364
	独立行政法人住宅金融支援機構の融資 ●災害復興住宅融資 ●住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター ☎0120-086-353
宅地等の復旧	**独立行政法人住宅金融支援機構の融資** ●宅地防災工事資金融資 ●地すべり等関連住宅融資	
応急的に住宅を修理したい	住宅の応急修理(災害救助法)	住環境課 ☎22-3169
住宅の補修について相談したい	被災住宅の補修のための相談制度	住宅補修専用・住まいるダイヤル ☎0120-330-712